

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	共通仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	現地外注整備共通仕様書 (市販型車両)	新潟LPS-V23058	
		作成	平成 4年 4月 24日
		改正	令和 4年 4月 4日
			令和 6年 4月 1日
作成部隊等名	新潟救難隊		
1 総則			
1. 1 適用範囲			
この仕様書は、航空自衛隊新潟救難隊が行う市販型車両の現地外注整備について、契約相手方が実施する共通事項について規定する。この仕様書に規定する内容と個別仕様書に規定する内容が相違する場合は、個別仕様書に規定する内容を優先する。			
1. 2 用語及び定義			
この仕様書及び個別仕様書において用いる用語の定義は次に示すほか各項において定めるとおりとする。			
(1) 関連文書			
関連文書とは、当該仕様書に引用する文書及び当該仕様書の参考となる文書で次のものをいう。			
ア 引用文書			
引用文書とは、当該仕様書に直接引用した文書及び図面をいう。			
イ 参考文書			
参考文書とは、当該仕様書に規定した事項をさらに理解させるため参考となる文書及び図面をいう。			
(2) 個別T O等			
個別T O等は次に示すものをいう。			
ア 当該車両等に適用する技術指令書 (J. T. O.)			
製造会社取扱説明書、オーバーホール指導書、整備基準、部品目録及び図面で整備作業の基準となるもの。			
イ 修理要領書等 (契約相手方が車両等の修理を目的として作成した修理要領等で監督官が認めたもの。)			
(3) 車両等			
車両等とは、航空自衛隊車両等整備基準 J. T. O. 00-10-9 (以下「車両等整備基準」という。) 第1-2表に示す車両及びそれぞれの構成品、取付け品及び部品等をいう。			
(4) 修理不能			
修理不能とは次のものをいう。			

品名	現地外注整備共通仕様書（市販型車両）
	<p>ア 個別仕様書により特に規定がない限り、修理に必要な部品材料費（官給品を含む）役務費及び梱包輸送費を含む総費用が新品取得価格の65%以上の場合。</p> <p>イ 特に官側が示した場合</p> <p>(5) 監督 監督とは、契約の適正な履行を確保するため契約相手方の履行途中において立会及び指示等を行い、契約の要求事項に適合するか否かを確認することをいう。</p> <p>(6) 検査 検査とは、契約相手方の履行の最終段階において当該契約の要求事項に適合するか否かを確認し、合格又は不合格の判定を行うことをいう。</p> <p>1. 3 関連文書 関連文書は次のとおりとし、特に版を指定する以外は入札書又は見積者の提出時における最新版とし、次のものをいう。</p> <p>(1) 引用文書</p> <p>ア 自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第1号）</p> <p>イ 航空自衛隊物品管理補給規則（昭和43年航空自衛隊達第35号）</p> <p>ウ 航空自衛隊調達規則（JAFR124）</p> <p>エ 航空自衛隊物品管理補給手続（JAFR125）</p> <p>オ 航空自衛隊車両等整備基準（J. T. O. 00-10-9）</p> <p>カ 航空自衛隊の車両及び器材等に対する給油指令（J. T. O. 00-20B-6）</p> <p>キ 車両等の塗装及び標識（J. T. O. 36-1-3）</p> <p>ク 車両等検査要項（J. T. O. 36-1-6）</p> <p>ケ 車両等の防錆処置要領（J. T. O. 36-1-52）</p> <p>コ 個別TO等</p> <p>サ 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）</p> <p>シ 自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）</p> <p>ス 自動車の点検及び整備に関する手引き（平成19年国土交通省告示第317号）</p> <p>セ 優良自動車部品の採用について（通達）（空幕調達第275号）</p> <p>2 役務に関する要求事項 個別仕様書に規定する整備作業の種類及び作業内容並びに実施要領は次のとおりとする。</p> <p>2. 1 整備作業の種類及び作業内容</p> <p>(1) I 検査 航空自衛隊車両等整備基準に定める定期検査で、I 検査項目について検査、車両等が規定の性能を発揮するに必要な整備作業をいう。</p>

品名	現地外注整備共通仕様書（市販型車両）
(2) M検査	航空自衛隊車両等整備基準に定める定期検査で、M検査項目について検査し、車両等が規定の性能を発揮するために必要な整備作業をいう。
(3) 3カ月点検	道路運送車両法に定める定期点検で、3カ月点検項目について点検し、車両等が規定の性能を発揮するために必要な整備作業をいう。
(4) 12カ月点検	道路運送車両法に定める定期点検で、12カ月点検項目について点検し、車両等が規定の性能を発揮するために必要な整備作業をいう。
(5) 24カ月点検	道路運送車両法に定める定期点検で、24カ月点検項目について点検し、車両等が規定の性能を発揮するために必要な整備作業をいう。
(6) 車検整備	航空自衛隊車両等整備基準に定める定期検査で、M検査及び車検整備標準作業項目について検査し、車両等が規定の性能を発揮するために必要な整備作業をいう。
(7) 修理	2. 1 (1) ~ (6) の点検検査の結果、又は個別仕様書の規定により、要修理を修復する作業をいい、次の各項の作業区分による。
ア O/H	アッセンブリ (A s s y) を完全に分解し、各構成部品の点検、修正、取替、組立及び調整等を含む完了までの全作業。
イ 分解	A s s y を一部簡略して分解し、その部分の点検、修正、取替組立及び調整等を含む完了までの全作業
ウ 取替	取替及び取替後の組立、調整を完了するまでの全作業
エ 脱着	部品の単なる取外し及び取付作業で、特に指示のない限りほかの作業を含まない。
オ 調整	作業上の機能について調整を行う作業で、完了時に必要なテスト等を含む。
カ 点検	部品の損耗、破損等について外部から点検する作業で、特別の指示のない限りほかの作業は含まない。
キ 測定	単一作業で、測定器を用いて測定値を求める作業
ク 試験	作業上の機能試験を行う作業で、特に指示のない限りほかの作業を含まない。
ケ 給油脂	車両等を実施する給油脂で、個別仕様書で、特に規定する場合を除き、航空自衛隊の車両及び器材等に関する給油指令に基づき実施する。
コ 塗装及び標識	車両等を実施する塗装及び標識で、個別仕様書で特に規定する場合を除き、車両等の塗装及び標識に基づきする。
サ その他	清掃、締付等の作業

品名	現地外注整備共通仕様書（市販型車両）
	<p>(8) その他 その他とは、個別仕様書で、規定する部位及び内容の作業を臨時又は特別に実施することをいう。</p> <p>2. 2 実施要領</p> <p>(1) I 検査及びM検査 検査車両を車種別点検・検査・作業記録用紙区分一覧表（別表第1）に基づき選定し、I 検査及びM検査項目について、一般車両検査手順（別表第2）又は、施設、荷役、その他の車両検査手順（別表第3）の他個別TO等に従い車両等を検査し、結果を車両等作業用紙（別紙様式第1又は第2）に記録し、検査の結果から要修理個所が判明した場合、必要部品及び修理方法を作業範囲及び修理明細表（別紙様式第3）に記入の後、監督官に提出し指示を受ける。</p> <p>(2) 3カ月点検、12カ月点検及び24カ月点検 点検車両を車種別点検・検査・作業記録用紙区分一覧表（別表第1）の区分に基づき選定し、3カ月点検、12カ月点検及び24カ月点検の項目について自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）を基準として点検し、結果を定期点検整備記録簿（別紙様式第4又は別紙様式第5）に記録し、点検の結果要修理個所が判明した場合、必要部品及び修理方法を作業範囲及び修理明細表（別紙様式第3）に記入の後、監督官に提出し指示を受ける。</p> <p>(3) 車検整備 検査車両を車種別点検・検査・作業記録用紙区分一覧表（別表第1）の区分に基づき選定し、M検査項目について、一般車両検査手順（別表第2）、施設、荷役、その他の車両検査手順（別表第3）、寒冷時における検査手順（別表第4）及び酷暑時における検査手順（別表第5）の他個別TO等に従い車両等を検査し、結果を車両等作業用紙（別紙様式第1又は第2）に記録し監督官に提出する。なお、検査の結果要修理個所が判明した場合、必要部品及び修理方法及び車検整備標準作業の必要項目（ブレーキ関連の分解点検又はキット部品の交換車検関連作業、スチーム洗浄、検査機器による検査等）を作業範囲及び修理明細表（別紙様式第3）に記入の後、併せて監督官に提出し指示を受ける。</p> <p>(4) 修理 作業範囲及び修理明細表の要修理個所を最も適切な修理方法により、引用文書に定める整備基準等に基づき、修復する作業をいう。</p> <p>2. 3 作業の中止 次に示す場合は作業を一時中止し契約担当官に申し出る。</p> <p>(1) 仕様書で規定した以外の作業の必要がある場合 (2) 修理不能の場合</p> <p>2. 4 使用部品及び材料 (1) 使用部品及び材料の準備 整備作業に必要な部品及び材料は、個別仕様書で官給を規定するものを除き契約相手方が準備する。</p> <p>(2) 部品等の規格及び活用</p>

品名	現地外注整備共通仕様書（市販型車両）
	<p>ア 部品等の使用は原則として製造会社の純正部品（個別TO等に記載された部品）及び優良自動車部品一覧表（別表第6）に示す優良部品とする。</p> <p>イ 修理に際し修理不能品（組部品）が発生し、これの使用可能な部品等を他の組部品の修理に流用する事が可能な場合は、出来るだけこれらの部品を活用し修理費の節減を図る。ただし、原則として同一契約の範囲内とする。</p>
2. 5	<p>要求性能</p> <p>車両等の整備完了時における性能は、個別仕様書で特に規定した場合を除き、個別TO等に規定する性能とする。</p>
3	<p>品質管理</p>
3. 1	<p>品質管理</p> <p>契約相手方が実施する品質管理は、個別仕様書で規定する場合を除き次による。</p> <p>(1) 車両等が要求事項に合致していることを確認するために使用する計測器及び試験装置は、定期的に整備され規定の性能が維持されていなければならない。</p> <p>(2) 社内点検記録は、確実に保管されていなければならない。</p>
3. 2	<p>監督及び検査</p> <p>車両等の外注整備作業に関する監督及び検査は次による。</p> <p>(1) 監督及び検査は、個別仕様書で規定する場合を除き、契約担当官の別に定める監督検査実施要領による。</p> <p>(2) 完成検査は、個別仕様書に規定する場合を除き、個別TO等で規定された性能を完全に発揮したことにより合格とする。</p>
4	<p>管理補給業務</p> <p>契約相手方の実施する補給業務は次による。</p> <p>(1) 航空自衛隊物品管理補給手続き第5章により実施する。</p> <p>(2) 交換した部品は別紙様式第3の返品欄に基づき、車両等の完成納入時、官側に返納する。</p>
5	<p>その他の指示</p>
5. 1	<p>技術協力</p> <p>契約相手方は次に示す場合、官側に技術供与をする。</p> <p>(1) 納入物品の不具合等に関し、発生した不具合の原因、対策及び処置について官側から依頼された場合</p> <p>(2) その他、官側から資料等の提出又は指示等の要求があった場合</p>
5. 2	<p>提出書類</p> <p>(1) 2. 2 (1) に規定する作業用紙及び2. 2 (2) に規定する定期点検整備記録簿を監督官に提出する。</p> <p>(2) 2. 2 (1) 及び2. 2 (2) に規定する作業範囲及び修理明細表は、契約担当官に提出する。</p>
6	<p>保証</p> <p>契約相手方は、次に示す保証を行わなければならない。</p> <p>(1) 物品の引き渡しから引き取りまでの間の一切の保証は、契約相手方の責任と</p>

品 名	現地外注整備共通仕様書（市販型車両）
	<p>する。</p> <p>(2) 整備期間中における契約相手方の過失、その他により生じた損害は全て契約相手方の負担とする。</p> <p>(3) 整備完成品は納入後6カ月の間に機能不良又は損傷等が発生し、その原因が相手方の欠陥に基づくものであると明らかに認められた場合、契約相手方は、無償で再修理の責を負うものとする。</p> <p>7 仕様書の疑義 仕様書について、疑義のある場合は監督官又は検査官を通じて、契約担当官に申し出て、解決するものとする。</p> <p>8 履行場所 契約相手側の指定する場所とする。</p> <p>9 輸送 車両等の搬入及び搬出場所は新潟市内とし、搬入及び搬出は官側において実施する。</p>

車種別点検・検査・作業記録用紙区分一覧表

車種	整備作業の種類	I 検査	M検査	車検整備	3か月点検	12か月 又は1年点検	2年点検
業務車1号(4×4)		一般車両	一般車両	一般車両			
業務車1号(4×4)		一般車両	一般車両	一般車両			
業務車1号(4×4)		一般車両	一般車両	一般車両			
トラック1/4t 4×4小型業務車		一般車両	一般車両	一般車両			
トラック2 1/2t 4×2カーゴ		一般車両	一般車両	一般車両			
トラック2 1/2t 4×4カーゴ		一般車両	一般車両	一般車両			
救急車(4×4)		一般車両	一般車両	一般車両			
トラック4×4ダンプ		施設車両	施設車両	施設車両			
業務車3号						自家用乗用等	自家用乗用等
業務車2号(4×4)						自家用乗用等	自家用乗用等
小型人員輸送車					事業用等	事業用等	

凡例：一般車両＝車両作業用紙（一般車両）

自家用乗用等＝定期点検用点検整備記録簿
（自家用乗用車等1年又は2年）

施設車両＝車両作業用紙（施設、荷役、その他の車両等）

事業用等＝事業用等定期点検用点検整備記録簿
（事業用等3か月又は12か月）

別表第2

一般車両検査手順

一般車両並びに消防車両、給油車両、施設、荷役、その他の車両等において一般車両と共通部分についての定期検査手順は、次に述べる整備手順表を基準として実施する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F	I FM	
I か じ 取 り 装 置	1. ハンドルの操作具合		○	次の点検を実施する。 (1) 一定車速で平坦な路面を直進中、ハンドルが振れることがないか、また、左右に取られることがないか。 (2) 走行中にハンドルを操作したとき、操作が異常に重くないか、また、戻りがよいか。 (3) ハンドルを上下、左右、軸方向に動かしたときにがたがないか、また、ハンドルを直進位置から左右に回したときの遊びの量が適当であるか。
	2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ		○	リフト・アップなどの状態で、ギヤ・ボックス各部からのオイル漏れがないかを目視などにより点検する。
	3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み		○	リフト・アップなどの状態で、ギヤ・ボックスとフレームとの取付けに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、ロッド、アーム類について、可動部を操舵力の伝わる方向に手で揺するなどして、次の点検を実施する。 (1) 連結部にがたがないか。 (2) 取付部に緩みがないか。 (3) 曲がりや損傷がないか。 (4) 割ピンが欠損していないか。
	5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂、損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ロッド、アーム類のボール・ジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを目視などにより点検する。
	6. ステアリング・ナックルの連結部のがた	○	○	リフト・アップなどの状態で、補助者にブレーキ・ペダルを踏ませ、タイヤに手を掛けて動かし、キング・ピン又はボール・ジョイントにがたがないかを点検する。
	7. ホイール・アライメント		○	ホイール・アライメント・テスト（又は、キャンバ・キャスタ・キングピン・ゲージ、ターニング・ラジラス・ゲージ、トーイン・ゲージ）を用いて、キャンバ、キャスタ、トーイン（及びキング・ピンの傾斜角度）が規定の範囲にあるかを点検する。（タイヤの異常摩耗、ハンドルの振れ、車体の傾きなどの異状が認められない場合は、サイド・スリップ・テストにより点検してもよい。）
	8. パワー・ステアリングのベルトの緩みと損傷	○	○	(1) 定められたプーリ間のベルト中央部を手（10kgf）で押したとき、たわみ量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。 (2) ベルト全周にわたって著しい摩耗や損傷、亀裂がないかを目視などにより点検する。
	9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量	○	○	(1) リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 ア ギヤ・ボックス、オイル・ポンプ、ホース、パイプ、接続部などからのオイル漏れがないか。 イ ホースの劣化によるふくらみや損傷、亀裂などがないか。 (2) エンジン稼働状態でハンドル操作を行い、油温を上げた後リザーバ・タンクのオイル量を点検する。（車両によっては、冷間時エンジン停止状態で点検する車両もあるので注意）
	10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み		○	リフト・アップの状態で、スパナなどにより、次の点検を実施する。 (1) オイル・ポンプ及びギヤ・ボックスの取付部に緩みがないか。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F	FM	
				(2) ホース及びパイプの接続部に緩みがないか。
II 制 動 装 置	1. ブレーキ・ペダルを踏み込んだときの床板とのすき間	○	○	エンジンをかけた状態でブレーキ・ペダルを強く踏み込んだとき、ペダルと床板とのすき間が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。また、踏みごたえから、エアの混入がないかを点検する。
	2. ブレーキのきき具合	○	○	(1) 乾燥した路面を走行してブレーキ・ペダルを踏み込んだとき、踏力に応じた制動力が得られ、進行方向にまっすぐに止まることができるかを点検する。 (2) ブレーキ・テストで点検する場合は、左右前後輪の制動力の総和及び左右差が規定値にあるかを点検する。
	3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ	○	○	(1) パーキング・ブレーキ・レバー（ペダル）を規定の力で操作したとき、引きしろ（踏みしろ）が、規定のノッチ数（ラチェットがかみ込む音で確認）の範囲にあるか、また、開放時に走行位置に保持されるかを点検する。 (2) ホイールパーク式（空気式車輪制動型）にあつては、エンジンをかけて規定の空気圧の状態、レバーを駐車位置まで引いたとき、引っかかりなどの異常がなく、空気の排出音が聞こえること。また、駐車位置及び走行位置にそれぞれレバーが保持されるかを点検する。
	4. パーキング・ブレーキのきき具合	○	○	(1) 乾燥した急坂（5分の1（20%）勾配）の路面で、停止状態が保持できるかを点検する。 (2) ブレーキ・テストで点検する場合は、制動力が規定値以上あるかを点検する。ただし、ホイールパーク式（空気式車輪制動型）にあつては、エンジンをかけて規定の空気圧の状態にして、レバーを駐車位置（またはテストポジション）まで引き点検する。
	5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態	○	○	(1) リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 ア ホース、パイプ、接続部に液漏れや損傷がないかを目視などにより点検する。 イ 走行中の振動やハンドル操作などによりパイプ、ホースが車体その他の部分と接触のおそれがないかを目視などにより点検する。 ウ ホースに劣化によるふくらみや亀裂、損傷がないかを目視などにより点検する。 エ 接続部、クランプに緩みなどがいないかをスパナなどにより点検する。 (2) エア・ブレーキにあつては、リフト・アップなどの状態で、ホース、パイプの接続部に石けん水などを塗ってエア漏れがないかを目視などにより点検する。又は、エンジンを始動させ、タンク内圧力が規定値に達したときエンジンを停止させ、圧力計により空気圧の保持状態からエア漏れがないかを点検する。
	6. リザーバ・タンクの液量	○	○	(1) リザーバ・タンクの液量が規定の範囲（MAX～MINなど）にあるかを点検する。 (2) リザーバ・タンク周辺から液漏れがないかを目視などにより点検する。また、通気孔のある場合には、通気孔の詰まりを目視などにより点検する。
	7. ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷		○	マスタ・シリンダに損傷や液漏れがないかを目視などにより点検する
	8. ブレーキ・ホイール・シリンダの機能、摩耗、損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、ホイール・シリンダ（シリンダ・ブーツ内を含む。）に損傷や液漏れがないかを目視などにより点検する。
	9. ブレーキ・ディスクキャリパの機能、摩耗、損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外し、ディスク・キャリパに損傷や液漏れがないかを目視などにより点検する。
	10. ブレーキ・チャンバ・ロッドの	○	○	規定の空気圧の状態、補助者にブレーキ・ペダルをいっ

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F	I FM	
	ストローク			ばいに踏み込ませ、ロッドのストロークが規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。
	11. ブレーキ・チャンバの機能		○	(1) 規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルをいっばいに踏み込ませ、チャンバのクランプ回りに石けん水などを塗ってエア漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) ペダルを戻したときのチャンバ・ロッドの戻りに異常がないかを目視などにより点検する。
	12. ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ、リレー・バルブの機能		○	(1) 規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルをいっばいに踏み込ませ、ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ、リレー・バルブからエア漏れがないかを音により点検する。また、ペダルを戻したとき、各バルブからのエアの排出に異常がないかを音により点検する。 (2) ブレーキ・バルブにあつては、エアの吐出側に圧力計を取り付け、規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルをいっばいに踏み込ませ、圧力計がエア・タンク内の圧力と同じ圧力であるかを点検する。又は、分解して、バルブ、ピストン、バルブ・スプリング、ゴム部品などに損傷やへたり、劣化がないかを目視などにより点検する。 (3) リレー・バルブにあつては、入口側と出口側に圧力計を取り付け、規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルを踏み込ませ、入口側と出口側の圧力差が規定の範囲にあるかを点検する。又は、分解して、バルブ、ピストン、ダイヤフラム、スプリング、ゴム部品などに損傷やへたり、劣化がないかを目視などにより点検する。
	13. ブレーキ倍力装置のエアークリーナの詰まり		○	分離型真空倍力式にあつては、エレメントを取り出し、汚れによる詰まり、損傷がないかを目視などにより点検する。
	14. ブレーキ倍力装置の機能		○	(1) エンジン停止状態で、ブレーキ・ペダルを数回踏むなどして真空圧又は空気圧を大気圧にしてから、次にブレーキ・ペダルを強く踏み込んだままエンジンを始動し、真空圧又は空気圧が規定値に達したとき、ブレーキ・ペダルと床板とのすき間が減少するかを点検する。 (2) エンジンを停止させ、真空圧又は空気圧が大気圧になるまでブレーキ・ペダルを普通に踏み込んだとき、1回目より2回目、3回目と踏み込むにしたがつてブレーキ・ペダルと床板とのすき間が増大するかを点検する。 (3) 必要がある場合には次の点検を実施する。 ア 油圧計などのテストを使用して、油圧の低下及び発生油圧などが、規定の範囲にあるかを点検する。 イ 真空計又は圧力計などのテストを使用して、圧力の低下などが範囲にあるかを点検する。 ウ 真空計又は圧力計などのテストを使用して、チェック・バルブ及びリレー・バルブの機能を点検する。又は、分解して、チェック・バルブ、リレー・バルブ、ダイヤフラム、ピストン・カップなどのゴム部品に損傷、劣化がないかを確認することにより機能を点検する。
	15. ブレーキ・カムの摩耗		○	リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、カムに摩耗や損傷がないかを目視などにより点検する。
	16. ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間	○	○	(1) 自動調整式 リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ペダル又はパーキング・ブレーキ・レバーを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、タイヤを手で回したとき、引きずりがいいかを点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F	I FM	
				(2) 手動調性方式 リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ペダル又はパーキング・ブレーキ・レバーを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、点検孔のあるものはシクネス・ゲージにより、また、点検孔のないものはアジャスタにより、すき間を点検する。(ドラムが駐車ブレーキとしてのみ使用される車両等については、駐車ブレーキ機構に異常がなければ、この点検を省略することができる。)
	17. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗	○	○	リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、次の点検を実施する。 (1) ライニングに異常な摩耗や損傷、剥離がないかを目視などにより点検する。 (2) ライニングの厚みをスケールなどにより点検する。 (3) リベット、ボルトに緩みがないかを点検する。
	18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、ドラムの内側に異常な摩耗、亀裂、損傷がないかを目視などにより点検する。(ドラムが駐車ブレーキとしてのみ使用される車両等については、駐車ブレーキ機構に異常がなければ、この点検を省略することができる。)
	19. バック・プレートの状態		○	(1) リフト・アップなどの状態で、バック・プレート又はアンカ・ブラケットに損傷や亀裂、変形がないかを目視などにより点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、バック・プレート又はアンカ・ブラケットの取付けボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	20. ブレーキ・ディスクとパッドとのすき間	○	○	リフト・アップなどの状態で、タイヤを手で回したとき異常な引きずりがなければ点検する。
	21. ブレーキ・パッドの摩耗	○	○	リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外しキャリパ・ボディの点検孔から、パッドの厚みを点検する。また、必要に応じてスケールなどにより点検する。
	22. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外し、ディスク・ロータに異常な摩耗や損傷がないかを目視などにより点検する。
	23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付けの緩み	○	○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ブレーキ・ドラムの取付けボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間	○	○	リフト・アップなどの状態で、パーキング・ブレーキ・レバーを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、点検孔のあるものは、シクネス・ゲージにより、また、点検孔のないものは、アジャスタにより、すき間を点検する。
	25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗		○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ブレーキ・ドラムを取り外し、ライニングに異常な摩耗や損傷、剥離がないかを目視などにより点検する。(ドラムとライニングとのすき間に異常がなければ、この点検を省略することができる。)
	26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷		○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ブレーキ・ドラムを取り外し、ドラムの内側に異常な摩耗、損傷がないかを目視などにより点検する。(ドラムとライニングとのすき間に異常がなければ、この点検を省略することができる。)
	27. 油圧式二重安全ブレーキ機構(セフティ・シリンダ式)の機能		○	フロント・ホイール・シリンダのエア・ブリーダを緩めた状態とリヤ・ホイール・シリンダのエア・ブリーダを緩めた状態それぞれにおいて、ブレーキ・ペダルを反復して踏み込んだとき、ブレーキ・ペダルと床板とのすき間があるかを点検する。
	1. タイヤの状態	○	○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) タイヤ・ゲージを用いて、空気圧が規定値であるかを点検する。スペア・タイヤについても点検する。 (2) タイヤの全周にわたり、亀裂や損傷がないか、釘、石、

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
Ⅲ 走 行 装 置				<p>その他の異物が刺さったり、かみ込んだりしていないか、また、偏摩耗などの異常な摩耗がないかを目視などにより点検する。</p> <p>(3) タイヤの接地面に設けられているウェア・インジケータ(スリップ・サイン)の表示により点検するか、又は、タイヤの接地面の全周にわたり、溝の深さが規定値以上あるかをディプス・ゲージなどにより点検する。</p>
	2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み	○	○	<p>(1) ホイール・ナット、ボルトに緩みがないかをホイール・ナット・レンチなどにより点検する。</p> <p>(2) 大型車両にあつては次の点検を実施する。</p> <p>ア J I S方式のシングル・タイヤ及びI S O方式のタイヤの場合は、トルク・レンチを用いるなどによりホイール・ナットを規定トルクでしめつける。</p> <p>イ J I S方式のダブル・タイヤの場合は、ホイール・ボルトの半数(1個おき)のアウトター・ナットをゆるめて、インナー・ナットをトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。</p> <p>次に、緩めたアウトター・ナットをトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。その後ホイール・ボルトの残りの半数のアウトター・ナット及びインナー・ナットについても同様の処置を講じる。</p> <p>(3) リヤ・シャフトの支持方式が全浮動式のものにあつては、アクスル・シャフトの取付けナット及びボルトに緩みがないかを点検する。</p>
	3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷(車両総重量8 t以上の大型車において行う点検)		○	<p>(1) リフト・アップなどの状態で、ディスク・ホイールを取り外し、次の点検を実施する。</p> <p>ア ホイール・ボルト及びホイール・ナットについて、亀裂や損傷がないか、ボルトに伸びはないか、著しいさびの発生はないか等を目視などにより点検する。また、ねじ部につぶれ、やせ、かじり等の異常がないかを目視などにより点検する。</p> <p>イ ディスク・ホイールについて、ボルト穴や飾り穴のまわり及び溶接部に亀裂及び損傷がないか、ホイール・ナットの当たり面に亀裂、損傷及びへたりがないかを目視などにより点検する。また、ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを目視などにより点検する。</p> <p>(2) ディスク・ホイールを取付ける際に次の点検を実施する。</p> <p>ア 関係部品の清掃について、ディスク・ホイールのハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面、ホイール・ナットの当たり面、ハブのディスク・ホイール取付面、ホイール・ボルトのねじ部、ホイール・ナットのねじ部等を清掃し、さび、ゴミ、泥、追加塗装等の異物を取り除く。</p> <p>イ ホイール・ボルト及びホイール・ナットの潤滑について、J I S方式の場合は、ホイール・ボルト及びホイール・ナットのねじ部並びにホイール・ナットの当たり面に規定の油類を薄く塗布する。I S O方式の場合は、ホイール・ナットねじ部及びホイール・ナットとワッシャとの間にのみ規定の油類を塗布する。(潤滑について自動車製作者の指示がある場合は、その指示する方法で行うこと。)</p> <p>ウ ホイール・ナットの締め付けは、当該ディスク・ホイールの中心点を挟んで反対側にある2つのホイール・ナットを交互に、かつ、個々のホイール・ナットが均等に締め付けられるように数回に分けて徐々に締める</p>

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F	FM	
				<p>方法に則り行い、最後にトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。この場合、なるべく奥まで手で回して入れ、円滑に回ることを確認し、ひっかかり等異状がある場合にはホイール・ボルト等を交換する。</p> <p>エ インパクト・レンチで締め付ける場合は、締付時間、圧縮空気圧力等に留意し、締めすぎないように十分注意を払い、最終的な締付けは、トルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。</p> <p>(3) J I S方式のダブル・タイヤの場合は、初めにインナー・ナットについて、上記のリフト・アップなどの状態で、ディスク・ホイールを取り外して行う点検及びディスク・ホイールを取り付ける際に行う点検を行った後、アウター・ナットについて、インナー・ナットと同様に点検を行う。</p> <p>(4) ディスク・ホイールの取付け後、ディスク・ホイールの取付状態に適度な馴染みが生じる走行後（一般的に50～100km走行後が最も望ましい。）、ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み（3月ごとの点検項目）に示す方法によりホイール・ナットを締め付ける。</p>
	4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷		○	<p>リム、サイド・リング、ホイール・ディスクに損傷、腐食などがないかを目視などにより点検する。また、サイド・リング付きのディスク・ホイールにあつては、合い口のすき間についても規定値内であるかを点検する。</p>
	5. フロント・ホイール・ベアリングのがた	○	○	<p>リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。</p> <p>(1) タイヤの上下に手を掛けて動かし、がたがないかを点検し、がたがあつた場合には、ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検し、ホイール・ベアリングのがたであるかどうかを点検する。（ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検した時にがたがなくなれば、サスペンションなどがたではなくホイール・ベアリングのがたとなる。）</p> <p>(2) ディスク・ホイールを回転させて、異音がないかを点検する。</p> <p>(3) 必要がある場合には、フロント・ホイール・ベアリングを取り外し、ベアリングなどに摩耗や損傷、泥水などの浸入がないかを点検する。</p>
	6. リヤ・ホイール・ベアリングのがた		○	<p>リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。</p> <p>(1) タイヤの上下に手を掛けて動かし、がたがないかを点検し、がたがあつた場合には、ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検し、ホイール・ベアリングのがたであるかどうかを点検する。（ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検した時にがたがなくなれば、サスペンションなどがたではなくホイール・ベアリングのがたとなる。）</p> <p>(2) ディスク・ホイールを回転させて、異音がないかを点検する。</p> <p>(3) 必要がある場合には、リヤ・ホイール・ベアリングを取り外し、ベアリングなどに摩耗や損傷、泥水などの浸入がないかを点検する。</p>
IV 緩 衝 装 置	1. リーフ・スプリングの損傷	○	○	<p>リフト・アップなどの状態で、リーフ・スプリングに折損、亀裂などがないかを目視などにより点検する。</p>
	2. リーフ・サスペンション取付部、連結部の緩み、がた及び損傷		○	<p>リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。</p> <p>(1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンドなどに緩みや損傷がないかをスパナなどにより点検する。</p> <p>(2) スプリング・ブラケットの取付部に緩みや損傷がないかを点検ハンマなどにより点検する。</p> <p>(3) リーフ・スプリングのピンなどで連結されている部分を点検ハンマや手で揺するなどして、軸方向又は直角方</p>

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F	I FM	
				向にがたがないかを点検する。 (4) 後二軸のトラクション式などにあつては、トルク・ロッド(ラジラス・ロッド)の連結部にがたがないかを点検ハンマなどにより点検する。
	3. コイル・スプリングの損傷		○	リフト・アップなどの状態で、コイル・スプリングの折損、亀裂などがないかを目視などにより点検する。
	4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた及び損傷		○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) サスペンションの各取付ボルトやナットに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) サスペンションの各連結部を手で揺するなどして、軸方向又は直角方向にがたがないかを点検する。 (3) サスペンション各部に損傷がないか、また、ボール・ジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを目視などにより点検する。
	5. エア・サスペンションのエア漏れ	○	○	(1) エンジンを始動させ、タンク内圧力が規定値に達したときエンジンを停止させ、圧力計により空気圧の保持状態からエア漏れがないかを点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、ベローズ、レベリング・バルブ及びパイプの接続部などに石けん水などを塗って、エア漏れがないかを点検する。
	6. エア・サスペンションのベローズの損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、ベローズに損傷がないかを目視などにより点検する。
	7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩み及び損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) ラジラス・ロッド、スタビライザ、リンケージなどの取付部と連結部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) 取付部と連結部に損傷がないかを目視などにより点検する。
	8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能		○	車両を水平な場所に置き、エア・タンク内圧力が規定の範囲にあることを確認した後、フロント、リヤのベローズの高さが規定の範囲にあることをスケールなどにより点検する。(規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。)
	9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) ショック・アブソーバに油漏れ及び損傷がないか。 (2) 取付部に損傷がないか。
V 動 力 伝 達 装 置	1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチの切れたときの床板とのすき間	○	○	(1) クラッチ・ペダルを手で抵抗を感じるまで押し、遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。このとき、マスタ・シリンダと一体型の倍力装置付きのクラッチにあつては、エンジンを停止しクラッチ・ペダルを数回踏み込んで、タンク内圧力を大気圧にして点検する。 (2) レリーズ・フォーク先端を手で動かし、レリーズ・フォーク先端の遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。(無調整式レリーズ・シリンダの場合は、点検は不要。) (3) アイドリング状態でパーキング・ブレーキを確実に作動させ、さらに、ブレーキ・ペダルを踏んだ状態で1速にシフトしてクラッチ・ペダルを徐々に離し、クラッチがつながる直前のクラッチ・ペダルと床板とのすき間(又は、床いっぱいまでクラッチ・ペダルを踏み込んだ位置からのすき間)が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。
	2. クラッチの作用	○	○	(1) アイドリング状態でクラッチ・ペダルを踏み込んだとき、異音がなく、異常に重くないかを点検する。また、1速又は後退(リバース)への変速操作がスムーズにで

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
				<p>きるかを点検する。</p> <p>(2) クラッチ・ペダルを徐々に離し発進したとき、滑りがなく、接続がスムーズであるかを点検する</p>
	3. クラッチ液の量	○	○	リザーバ・タンクの液量が規定の範囲にあるかを目視などにより点検する。
	4. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ	○	○	<p>(1) M/T車は、リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファ本体周辺（ケースの合わせ目）やオイル・シール部からオイル漏れがないかを目視などにより点検する。</p> <p>(2) A/T車は、リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファ本体周辺（ケースの合わせ目）やオイル・シール部からのオイル漏れがないかを目視などにより点検する。また、オイル・クーラ・ホースに亀裂や損傷がないかを点検する。</p>
	5. トランスミッション、トランスファのオイル量	○	○	<p>(1) M/T車は、リフト・アップなどにより車体が水平の状態で、トランスミッション及びトランスファのフィラ・プラグを取外し、プラグ穴に指を入れるなどしてオイル量を点検する。（オイル漏れがなければ、オイル量は正常と判断して、この点検を省略することができる。）</p> <p>(2) A/T車は、水平な場所に車両を止め、パーキング・ブレーキを確実に作動させてエンジンを暖機し、アイドルリング状態で、ブレーキ・ペダルを踏み込んだ状態でシフト・レバーをゆっくり各レンジにシフトした後Pレンジ（車両等によっては、Nレンジ）に戻す。そして、レベル・ゲージによりオイル量を点検する。また、レンジ操作の際、シフト・レバーに異状な重さやがたがなく、ポジション・インジケータの表示と一致しているかを点検する。</p>
	6. プロペラ・シャフト、ドライブシャフトの連結部の緩み	○	○	<p>(1) リフト・アップなどの状態で、プロペラ・シャフトのジョイント・フランジ・ヨーク取付ボルト、ナット、センタ・ベアリング・ブラケット取付ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。</p> <p>(2) リフト・アップなどの状態で、ドライブ・シャフトの取付けナットに緩みがないかをスパナなどにより点検する。</p>
	7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ユニバーサル・ジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを目視などにより点検する。また、ブーツからのグリース漏れやブーツ・クランプの緩みがないかを目視などにより点検する。
	8. プロペラシャフト、ドライブ・シャフトの継手部のがた		○	<p>リフト・アップなどの状態で、プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトを手で動かし、次の点検を実施する。</p> <p>(1) 回転方向に動かすことで、主にスプライン部の摩耗などによるがたがないかを点検する。</p> <p>(2) 上下、左右に動かすことで、主に自在継手部の摩耗などによるがたがないかを点検する。</p>
	9. プロペラシャフト、ドライブ・シャフトのセンタ・ベアリングのがた		○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ベアリング付近のシャフトを手で上下、左右方向に動かし、がたがないかを点検する。
	10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量	○	○	<p>(1) リフト・アップなどの状態で、デファレンシャル周辺からオイル漏れがないかを目視などにより点検する。</p> <p>(2) リフト・アップなどの状態で、フィラ・プラグを取り外してプラグ穴に指を入れるなどしてオイル量を点検する。（オイル漏れがなければ、オイル量は正常と判断して、この点検を省略することができる。）</p>
	1. スパークプラグの状態	○	○	<p>スパーク・プラグ（白金プラグ及びイリジウム・プラグを除く。）を取り外し、次の点検を実施する。</p> <p>(1) 電極に汚れや損傷、摩耗がないか、また、絶縁碑子に</p>

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F	I	
VI 電 気 装 置				<p>焼損がないかを目視などにより点検する。</p> <p>(2) 中心電極と接地電極とのすき間(プラグ・キャップ)が規定の範囲にあるかをプラグ・キャップゲージなどにより点検する。</p>
	2. 点火時期	○	○	<p>エンジン暖機後、規定のアイドル回転数で、タイミング・ライトなどを用いて、点火時期が適切であるかをクランク・プーリなどの合わせマークを見て点検する。</p>
	3. ディストリビュータのキャップの状態		○	<p>ディストリビュータのキャップを取り外し、目視などにより、次の点検を実施する。</p> <p>(1) キャップ、ロータの汚れがないか。</p> <p>(2) ハイテンション・コードの差込部に緩みや錆などがな いか。</p> <p>(3) キャップ内側各端子(セグメント)に焼損や錆がない か。</p> <p>(4) キャップの合わせ面がほこりなどで汚れていないか。</p> <p>(5) センタ・ピースに損傷や摩耗がないか、また、スプリ ングにへたりなどがな いか。</p>
	4. バッテリーのターミナル部の緩みと腐食	○	○	<p>ターミナル部が、緩みや腐食により接続状態が不良でない かを点検する。</p>
	5. 電気配線の接続部の緩みと損傷	○	○	<p>(1) エンジン・ルーム内の電気配線について、次の点検を 実施する。</p> <p>ア 接続部に緩みがないかを手で動かすなどして点検す る。</p> <p>イ 電気配線に損傷がないか、また、クランプに緩みが ないかを目視などにより点検する。</p> <p>ウ 電気配線が他部品と干渉するおそれがないかを点検 する。</p> <p>(2) 必要に応じ、シヤン各部の電気配線についても点検す る。</p>
VII 原 動 機	1. 低速と加速の状態	○	○	<p>(1) エンジンを暖機させた状態で、アイドル時の回転 がスムーズに続くかを点検する。また、回転計を用いて 点検する場合は、アイドル時の回転数が規定の範囲 にあるかを点検する。</p> <p>(2) エンジンを徐々に加速したとき、アクセル・ペダルに 引っ掛かりがないか、また、エンスト、ノッキングなど を起こすことなくスムーズに回転するかを走行するなど して点検する。</p>
	2. 排気の状態	○	○	<p>(1) ガソリン車及びLPG車は、エンジンを十分に暖機さ せた状態で、回転計を用いてアイドル回転数が規定 の範囲にあるかを確認した後、排気ガスの色が白煙や黒 煙でないかを目視により点検する。また、アイドル 時のCO(一酸化炭素)及びHC(炭化水素)の排出濃度 をCO・HCテストにより点検する。</p> <p>(2) ディーゼル車は、エンジンを十分に暖機させた状態で、 異状な黒煙を排出していないかを目視などにより点検す る。</p>
	3. エア・クリーナ・エレメントの 状態	○	○	<p>エレメントを取り外し、汚れ、詰まり、損傷などがな いかを目視などにより点検する。</p>
	4. エア・クリーナの油の汚れと量	○	○	<p>エア・クリーナのケースを取り外し、オイルの汚れ具合を 目視などにより点検する。また、オイルの量が規定の範囲に あるかを目視などにより点検する。</p>
	5. シリンダ・ヘッド、マニホール ド各部の締付状態		○	<p>シリンダ・ヘッド及びマニホールド各部の締付部に緩みが ないかをトルク・レンチなどにより点検する。(塑性域締め(角 度締め)方式の場合には、この点検は不要。)</p>
	6. エンジン・オイルの漏れ	○	○	<p>リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検 を実施する。</p> <p>(1) シリンダ・ヘッド・カバー、オイル・パン、ドレーン</p>

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F	I	
				<ul style="list-style-type: none"> ・プラグなどからオイル漏れがないか。 (2) オイル・クーラ・ホースなどに劣化によるふくらみや亀裂損傷がないか。
	7. 燃料漏れ	○	○	<p>リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) フューエル・タンク、フューエル・ポンプ、ホース、パイプ、キャブレター、インジェクタ、ノズル・ホルダ、インジェクション・ポンプなどから燃料漏れがないか。 (2) フューエル・ホース、パイプに亀裂や損傷がないか。 (3) 各ホース、パイプのクランプの取付けに緩みがないか。 (4) クランプのゴム等の劣化によりホース及びパイプの固定に異常がないか。
	8. ファン・ベルトの緩みと損傷	○	○	<ul style="list-style-type: none"> (1) 定められたプーリ間のベルト中央部を手(約10kg)で押ししたときのたわみ量が、規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。又は、ベルト・テンション・ゲージ(張力計)を用いてベルトの張力が規定値内にあるかを点検する。 (2) ベルト全周にわたっての内側や側面に、摩耗や損傷、亀裂がないかを目視などにより点検する。
	9. 冷却水漏れ		○	<ul style="list-style-type: none"> (1) アイドリング状態か、又はラジエータ・キャップ・テストで加圧した状態で、ラジエータ、ウォータ・ポンプ、ラジエータ・ホース、ヒータ・ホースなどから水漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) ラジエータ・ホースやヒータ・ホースに劣化や損傷がないか、また、ホースのクランプに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
VIII ばい煙、 悪臭のある ガス、 有害なガス等 の発散防止 装置	1. メターリング・バルブの状態		○	<p>エンジンを作動させ、アイドリング状態でメターリング・バルブのインテーク・マニホールド側のホースをつまんだり放したりしたとき、バルブの作動音(カチカチ音)が発生するかを点検する。又は、メターリング・バルブの片側から通気し、反対側から通気しないことを点検する。</p>
	2. ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷		○	<p>目視などにより、次の点検を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) ホース、パイプなどの配管に劣化や損傷がないか。 (2) クランプの取付状態に異常がないか。
	3. 燃料蒸発ガス排出抑制装置の配管等の損傷		○	<p>ホース、パイプなどに損傷などがないかを目視などにより点検する。</p>
	4. チャコール・キャニスタの詰まりと損傷		○	<ul style="list-style-type: none"> (1) チャコール・キャニスタのフューエル・タンク側のホースを取り外しエアを送り、詰まりがないかを点検する。 (2) パージ・コントロール・バルブのフューエル・タンクからきているホース側を強く吹いたとき通気し、キャブレターからきているホース側を強く吹いたとき通気しないこと、また、大気開放側から強く吹いたとき通気することを点検する。 (3) チャコール・キャニスタ本体に損傷がないかを目視などにより点検する。
	5. 燃料蒸発ガス排出抑制装置のチェック・バルブの損傷		○	<p>チェック・バルブを取り外すなどして、チェック・バルブの両側から交互にエアを送り、通気状態に差があるかを手を当てるなどして点検する。</p>
	6. 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩みと損傷		○	<p>リフトアップなどの状態で、次の点検を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 触媒などの排出ガス減少装置本体の取付けに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) 触媒本体に損傷がないかを目視などにより点検する。(遮熱板に変形や損傷がなければ、この点検を省略することができる) (3) 排気温度警告装置の配線の取付けに異常がないかを目視などにより点検する。
	7. 二次空気供給装置の機能		○	<p>二次空気供給装置用フィルタの詰まりや損傷を点検する。</p>

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F	I	
				また、アイドルリング状態で、二次空気供給装置のエア・ホースをエア・クリーナ側で外し、ホースからの空気の吸い込みを点検する。(規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。)
	8. 排気ガス再循環装置の機能			○ エンジン暖機状態で、EGRコントロール・バルブのダイヤフラム部に手を当て、エンジン回転数を変化させたときのダイヤフラムの作動状況を確認する。(規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。)
	9. 減速時排気ガス減少装置の機能			○ ダッシュ・ポットのロッドを指で押したとき抵抗感があり、指を離れたとき瞬時に戻ることを確認することにより点検する。(規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。)
	10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態			○ ホース及びパイプに損傷、外れなどが目視などにより点検する。
IX 付 属 装 置 等	1. 警音器(ホーン)の作用			○ ホーンの音量及び音質を聴くことなどにより点検する。
	2. 窓拭器(ワイパー)及び洗浄液噴射装置(ウインド・ウォッシャ)の作用			○ 次の点検を実施する。 (1) ウインド・ウォッシャ液の量が適切か。 (2) ウインド・ウォッシャ液の噴射の向き及び高さが適切か。 (3) ワイパーの低速及び高速の各作動が不良でないか。 (4) ワイパーの払拭状態が不良でないか。
	3. デフロスタの作用			○ デフロスタを作動させ、吹き出し口(サイドを含む。)からの空気の吹き出しや風量の切り換えに異常がないかを手を当てて点検する。
	4. 施錠装置(ステアリング・ロック)の作用			○ エンジン・キーを抜いたときステアリング・ロックが確実に作用するかを点検する。
	5. エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷	○	○	リフトアップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) エキゾースト・パイプ及びマフラの取付部、接続部に緩みがないかを手で揺るなどして点検する。 (2) エキゾースト・パイプ、マフラ及び遮熱板の取付ボルト、ナットに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (3) ラバー・ハンガーの劣化や損傷、取付状態を点検する。 (4) エキゾースト・パイプ、マフラ及び遮熱板に損傷や腐食がないかを点検する。 (5) エキゾースト・パイプ及びマフラが他の部分との接触のおそれがないかを点検する。 (6) エンジンを始動し、接続部などより排気ガスが漏れていないかを点検する。
	6. マフラの機能			○ エンジンを始動し、回転数を変化させ、排気音に異常がないかを聴くことなどにより点検する。
	7. 火花防止装置の状態	○	○	火花防止装置が十分冷えた状態で潤滑剤等を使い点検プラグを外し、エンジンを始動させ火花防止装置本体を木ハンマー等で軽くたたき、アクセルを軽く踏み込み煤が出ないか点検する。煤が出るようならプラグを外したまま、煤が出なくなるまで次の手順を繰り返し清掃する。 (1) 火花防止装置本体を木ハンマー等で軽くたたき。 (2) アクセルを軽く踏み込む。
	8. エア・タンクの凝水	○	○	エア・タンクのドレン・コックを開き、タンクに水がたまっていないかを点検する。
	9. エア・コンプレッサの機能			○ エア・タンクのエアを排出した後、エンジンを始動させ、アイドルリング状態で、タンク内圧が規定値になるまでの所要時間を調べることにより点検する。
	10. プレッシャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能			○ エンジン運転状態で、ブレーキ・ペダルを数回踏み、タンク内圧力が下限規定値に低下したときに、自動的にエア・コンプレッサが働き、上限規定値で自動的に停止するかを点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F	I F M	
	11. 非常口の扉の機能	○	○	非常口の扉がスムーズに開き、確実に閉まるかを点検する。また、開いたときに警報装置が作動するかを点検する。
	12. 車枠（フレーム）、車体（ボディ）の緩みと損傷	○	○	<p>(1) 乗用車等は次の点検を実施する。</p> <p>ア リフト・アップなどの状態で、フレーム、クロス・メンバなどのリベット、ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、フレーム、クロス・メンバなどに損傷がないかを目視などにより点検する。</p> <p>イ ドア、エンジン・フード、トランク・リッドなどの各ヒンジに緩みがないかを手で動かすなどして点検する。</p> <p>(2) 貨物車等は次の点検を実施する。</p> <p>ア リフト・アップなどの状態で、フレーム、サイド・メンバ、クロス・メンバなどのリベット、ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、フレーム各部に損傷がないかを目視などにより点検する。</p> <p>イ チルト式キャブにあっては、キャブ・チルト・ロック装置、ヒンジなどの各部に緩みや損傷がないかを目視などにより点検する。また、機能に異常がないかを点検する。</p> <p>ウ 物品積載装置、巻込防止装置、突入防止装置などの取付ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、物品積載装置、巻込防止装置、突入防止装置などに損傷がないかを目視などにより点検する。</p> <p>エ ドア、エンジン・フード、バック・ドアなどのヒンジに緩みがないかを手で動かすなどして点検する。また、損傷がないかを目視などにより点検する。</p>
	13. 連結装置のカブラの機能と損傷		○	<p>(1) 平坦な場所で、トレーラなどとの連結及び切離しがスムーズに行えるかを点検する。</p> <p>(2) カブラの取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。</p> <p>(3) カブラ・ジョー、ジョー・ピン、シャフト及び軸受部に摩耗や損傷、がたがないかを目視などにより点検する。また、ラバー式カブラの場合には、ラバーに損傷や摩耗がないかを目視などにより点検する。</p> <p>(4) カブラ・サドル（ベース）の上面に損傷や摩耗がないかを目視などにより点検する。</p>
	14. 連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷		○	ピントル・フックとルネット・アイに損傷がないかを目視などにより点検する。また、取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	15. 座席ベルト（シート・ベルト）の状態		○	シート・ベルトに損傷がないかを目視などにより点検する。また、バックルを操作してかみ具合に異常がないかを点検する。
	16. 開扉発車防止装置の機能		○	乗降口の扉を開いたとき、運転席の警報装置が作動するか、また、扉を閉じた後でなければ発車しないかを点検する。
	17. シヤシ各部の給油脂状態	○	○	<p>(1) シヤシ各部の給油脂の状態が十分であるかを目視などにより点検する。</p> <p>(2) 給油脂部のダスト・ブーツの破損、グリース・ニップルの脱落や緩みを点検する。</p> <p>(3) 自動給脂式の場合は、自動給脂装置のスイッチを操作し、パイロット・ランプの点灯により、給脂が十分であるかを目視などにより点検する。</p>
	18. 車載式故障診断装置の診断の結果		○	<p>(1) スキャンツールを用いる場合 スキャンツールの接合部を車載式故障診断装置と接続し診断の結果を読み取ることにより点検する。</p> <p>(2) 識別表示を用いる場合 イグニッション電源をオンにした状態で診断の対象となる識別表示が点灯することを確認し、原動機を始動させる。そして、診断の対象となる識別表示が点灯又は点滅し続けられないかを目視により点検する。ただし、自動車メーカー等の作成するユーザーマニュアル等により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。</p>

施設、荷役、その他の車両検査手順

施設、荷役、その他の車両の定期検査の手順は一般車両検査手順のほかに次に述べる追加手順表を基準として実施する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	F M	
X 施設、荷役、その他の車両	1. キャリッジ	○	○	次の点検を実施する。 (1) 背当て（バックレスト）の安全度を検査する。フォークの曲りを検査し、ロック・ピンが定位置に固着されていることを確かめる。両方のフォークの水平位置は、荷物を水平に取扱えるように同一でなければならない。 (2) ローラー及びシューの接着、摩耗、亀裂及び破損を検査する。キャリッジ及びマスト・アッセンブリの損傷又はアライメントが正常であるかを検査する。すべてのボルト、ナットを締付ける。 (3) シリンダの漏れを点検する。
	2. 操作レバー	○	○	次の点検を実施する。 (1) リンク機構、ペダル及びケーブル全体の作動良好と給油を検査する。 (2) ロッド、ピン、クレビス及びケーブル、プッシュ又はベアリングの状態、調整が正しいか及び確実に締まっているかを検査する。キーパー、コッター、ピン及びボルトが確実に定位置に固定されていることを確認する。
	3. チェーン	○	○	チェーンの外部状態を点検し、破損過度の摩耗の有無を点検する。
	4. ケーブル	○	○	ケーブルの外部状態を点検し、ドラム等に整然と巻き取られていることを確認する。ケーブルの破損、錆、過度の摩耗、よれ、こぶ及びより線の断線の有無を点検する。
	5. シリンダ	○	○	次の点検を実施する。 (1) シール、ガスケット、ブーツ、パッキン及び配管の機能良好、取付けの確実及び漏えいを点検する。 (2) ピストン・ロッド、パッキン押さえを締める。（ロッドの表面には薄い膜が必要であるから余り締めつけ過ぎてはいけない。）
	6. 油圧ポンプ	○	○	往復運動式、遠心式、ダイヤフラム式ポンプ、ピストン、インペラ、ダイヤフラム及びシャフトの漏れ、アライメント及び過度の摩耗を検査する。
	7. 一般漏えい	○	○	次の点検を実施する。 (1) 原動機以外の水、空気、油系統の漏えいを綿密に点検する。 (2) ローラー・ベアリング、シャフト及びローラーの摩耗を点検する。ローラーは円滑に回転することを確認する。 (3) ローラーの通路は清浄して平滑でなければならない。
	8. 旋回機構	○	○	次の点検を実施する。 (1) 作動良好、取付けの確実を点検し、摩耗度は、使用可能程度を超えていないかを確認する。 (2) 給油の適正を点検する。
	9. マスト本体、ブーム	○	○	全般的状態を点検する。メンバーの破損と安全度、シーブの過度の摩耗あるいはケーブルを損傷するおそれのあるフランジの破損を点検する。プッシュとピンの過度の摩耗を点検し、ピン、リテーナが確実であることを確認する。ブーム・ケーブルのよれこぶ及びより線のすり切れ又は断線を点検する。ケーブルは折損するあそれがある前に交換する。すべての取付けを確実に締付ける。
	10. 安全クラッチ、減速機構	○	○	機能良好、正規の調整、取付けの確実並びに油漏れを点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	F M	
	11. ドラム	○	○	次の点検を実施する。 (1) 外部状態を点検、機能良好及びアライメントを点検する。 (2) ドラムのベアリングの過度の摩耗を点検し、シールは良好な状態であることを確認する。
	12. 昇降機構	○	○	次の点検を実施する。 (1) 作動良好、取付けの確実、アライメント及び給油を点検する。ハウジングのシールとガスケットの漏れ及びき裂を点検する。ドラムのブッシュが作動に影響するほど摩耗していないか点検する。ケーブルの錆、過度の摩耗、よれ、こぶ及びより線の断線を点検する。ケーブルはドラムに整然と巻き取られているかを確認する。シーブ、ベアリングと取付けの状態を点検する。 (2) シーブ(つな車)はケーブルをいためつけるほど破損又は摩耗していないかを点検する。
	13. コミュテータ及びブラシ	○	○	次の点検を実施する。 (1) コミュテータ及びブラシの摩耗状態並びに、レギュレータの機能を点検する。 (2) コミュテータ、ベアリングの摩耗と油止めの漏れを点検する。 (3) オイル及びグリースが過度にないことを点検し、よごれがあれば清掃する。
	14. コントローラ	○	○	スイッチ、ギヤ、配線及びサーキット・プレーカの作動状態の点検、すべての部品が正しく、確実に取付けてあること及び電気的接続が確実であることを点検する。すべての取付ボルトを確実に締めつけること。
	15. パワー・テイク・オフ	○	○	次の点検を実施する。 (1) 機能良好、正規の調整取付けの確実及び漏れを次の箇所について点検する。 (2) プロペラ・シャフト、ユニバーサル・ジョイント、ピロー・ブロック、ドライブ・チェーン、スラック・アジャスタ、コントロール・レバー
	16. 索道器 (FAIRLEAD) (クレーン全般に適用)	○	○	ブッシュ、ピン、シーブ及びマウンティングの過度の摩耗を点検する。ケーブルの摩耗、より線のすり切れ又は折損並びにフラット・スポットを点検する。
	17. クレーン・アタッチメント	○	○	次の点検を実施する。 (1) ブームの各軸受部、溶接部及び全般について点検する。割れ、歪、損傷等の有無を点検する。 (2) 各シーブの変形、溝の著しい摩耗及びフランジの偏摩耗等の有無を点検する。 (3) 軸と軸金の摩耗を点検し、間隔が規定以上のときは調整する。
	18. キャタピラ	○	○	次の点検を実施する。 (1) キャタピラに変形、き裂等が入っていないか点検する。センター・ガイドの摩耗による破損はどうか。 (2) リベットのゆるみはないかを調べ、過度の摩耗及び破損が有れば交換する。 (3) 連結チェーンのマスター・ピンが確実に締まっているかを点検する。破損又は過度に曲ったトラック・シールは交換する。
	19. 排土板及びスクレーパ	○	○	排土板、サークル・ピン、キング・ピン、ピボット・ソケット及びホールの過度の摩耗と全般的状態を点検する。取付ボルトのゆるみ点検、スクレーパに変形及び破損はないか、過度の摩耗又は亀裂の有無を点検する。
	20. フィフス・ホイール	○	○	次の点検を実施する。 (1) 締付け、取付けが正常な状態にあり、ゆるみ、破損等

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F	FM	
				がなく作動が良好であるか点検する。 (2) 給油の状態を検査する。キング・ピン・ロックは正しく作動するか、キング・ピンに過度の摩耗はないかを点検する
	21. 補助脚	○	○	次の点検を実施する。 (1) 補助脚を手動しその作動状態を点検する。 (2) 各締付部、取付部が正常であるか、破損がないか点検する。
	22. キング・ピン	○	○	キング・ピンは正常な状態にあるか、摩耗破損等の欠陥がないか作動状態が良好か、カップラとの結合箇所は完全であるか点検する。
XI か く 座 機 収 容 器 材	1. 操向装置	○	○	次の点検を実施する。 (1) 油圧シリンダの取付部のがた、損傷、シリンダ、ホース、油漏れについて点検する。 (2) フィードバック用ポテンション・メーターのリンクがたを点検する。 (3) ポテンション・メーターの絶縁抵抗の測定 (10MΩ以上)
	2. 操向アライメント	○	○	ホイール・アライメントの狂いがないか点検する。旋回軸受けケガキ線±1°以内とする。
	3. クレーン・エンジン (始動・異音・馬力・アイドリング・加速)	○	○	次の点検を実施する。 (1) 各取付け部及び締付けが正常な状態にあるか点検する。 (2) エンジンを始動し、そのかかり具合、アクセル・レバーの作動が良好か点検する。 (3) 低速または、高速回転時に異音が聞こえないか、排気色は正常か点検する。 (4) エンジン・オイルを点検し、その粘度が季節に適応しているか、あるいは給油後の運転時間が給油間隔基準を超過している場合は交換する。 (5) 技術指令書にしたがって、燃料ポンプの圧力試験を行う。燃料ポンプまたは、燃料濾過器、配管のスクリーン、沈殿物、フィルタ、エレメントの清掃又は交換を行う。 (6) オイル・ポンプの作動状況を点検し、フィルタ配管のよごれを除去する。 (7) 技術指令書にしたがって、エア・クリーナの清掃、手入れをするとともに、必要に応じてエレメントを交換する。 (8) ファンがゆるんでいないか、プーリー及びファンの取付け状態は良好か、ファン・ベルトの張りは適当か、摩耗又は損傷していないか点検する。 (9) 不凍液の比重を測定し、指定された比重にするとともに記録する。 (10) 各シリンダの圧力検査を行い、圧縮圧力不足の場合はその原因を探求する。 (11) 噴射ノズルを取外し、よごれ、損傷の有無を点検するとともに、噴射圧、噴霧状態、油密が良好か点検する。 (12) 噴射時期及びガバナーの機能を点検する。 (13) 燃料噴射ポンプ各部の取付け及び機能を点検する。 (14) 技術指令書で1年前に実施を要求されている項目について点検及び交換を行う。
	4. クレーン電気系統	○	○	次の点検を実施する。 (1) 各ライト類は正常な状態で作動するか点検する。 (2) 操作室内の各計器及び配線等の状態が正常な状態で作動が良好であるか点検する。
	5. 補助脚	○	○	次の点検を実施する。 (注) 1 補助脚の伸張は必ず走行高さで行う。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	F M	
		○	○	<p>(注) 2 補助脚は、補助脚コントロール・レバーだけでは操作できない。クレーン操縦室内のバルブ・レバーも操作する。</p> <p>(1) 取付け部のボルトの緩みはないか、各配管及び継手からの油漏れはないか、点検する。</p> <p>(2) シリンダの作動はスムーズか、またはシリンダの傷はないか点検する。</p> <p>(3) 先端部球面受けの作動は、良いか点検するとともに給脂を行う。</p>
	6. 通話装置	○	○	<p>次の点検を実施する。</p> <p>(注) クレーン運転室接続時に通信数切替えスイッチ(3)が“2”である時、またクレーン運転室が接続されていない時に切替えスイッチ(3)が“3”である時には、前後運転室間の通信ができない。</p> <p>(1) 電源が通じているか、通信数切替えスイッチは正しいか確認し、接続ケーブルを点検する。</p> <p>(2) ヘッド・セット用マイク、レシーバ、音量調整ボリューム、ジャック端子の状態を点検する。</p>

寒冷時における検査手順

寒冷時における定期検査は次に示す手順を追加して実施する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	F M	
寒冷時における検査手順	1. 計器盤上の諸装備	○	○	次の点検を実施する。 (1) 温度計が正常の運転温度に常に到達しないことがないか。 (2) 運転温度が適正でない場合、新車再生受領時の点検と関連し、ヒート・コントロールの機能を調べ、かつラジエータ・カバー等をもっても調節する。それでも適温にならない場合は、サーモスタットの機能を調べる必要がある。 (3) 電流計の指示が過大又は過少の場合は新車・再生車の運転操作の点検と関連し、発電機調整器及び発電機の機能を点検する。
	2. 給油	○	○	次の点検を実施する。 (1) エンジン・オイル、ギヤ・オイルの油質が季節に適切しているか、乳状廃油化または、はなはだしく希釈されていないかを点検する。 (2) 乳状廃油化の徴候が認められる場合は、オイル・パン及び潤滑油濾過機を分離し、各部品を洗油等を用いて充分洗浄したのち、エンジン・オイルを交換する。
	3. 点火装置及び電気回路	○	○	次の点検を実施する。 (1) 点火栓を清掃するとともに、特に寒冷な地方においては点火栓間隔を正規より0.1mmだけせまく調整する。 (2) 配電器のブレーカ・ポイントがはなはだしく焼損していないか点検すると共にポイント・ドレッサを用いて手入れする。 (3) 発電機、始動発電機の整流子・ブラシが油又はその他の不純物でよごれてないか、ブラシばねが弾性を失い接触不良になっていないか点検する。 (4) 発電機、始動機のブラシ及び整流子面のよごれを分解することなく可能の範囲で清掃する。
	4. 燃料装置	○	○	燃料供給ポンプ、燃料濾過器、沈殿槽に水分の凝結による機能障害がないか注意して点検し、必要に応じて洗油等を用いて各部品を分解清掃する。
	5. 制動装置	○	○	ホイール・ベアリング内のグリースが凝結又は水分の浸入のため変質している徴候がないか注意し、古いグリースが固着している場合は、洗浄して完全に除去したのち、寒冷地グリースを充填する。

酷暑時における検査手順

酷暑時における定期検査は次に示す手順を追加して実施する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	F M	
酷暑時における検査手順	1. バッテリ	○	○	キャップを取りはずし、可能な範囲で極板の損傷の有無を点検する。
	2. ラジエータ	○	○	ラジエータのコアの外部に異物のつまりがないか点検し、清掃する。
	3. 燃料装置	○	○	ペーパー・ロックの傾向が著しい場合は、マニホールドに接近している燃料配管に遮熱のため覆又は隔板を取りつける。
	4. 排気管及びマフラー	○	○	排気管及びマフラーにつまりやひずみがないか点検する。排気管及びマフラーにつまりは逆圧を生じオーバー・ヒートの有力な原因となるので注意する。

車両等作業用紙 (一般車両)				整備作業チェック記号								
車種	検査の種類	I ■ M ■ + □	管理換: ※印	✓ 良好	× 調整	×× 交換	××× 修理	T 締付	C 清掃	L 給油	/ 該当なし	
自動車番号	管理部隊											
開始日付	完了日付			分解したら記号を○で囲む								
点検項目				記	備考	点検項目				記	備考	
I. かじ取り装置						2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み						
1. ハンドルの操作具合						3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷						
2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ ※						4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷						
3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み						5. フロント・ホイール・ベアリングのがた						
4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷						6. リア・ホイール・ベアリングのがた						
5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂・損傷						IV. 緩衝装置						
6. ステアリング・ナックル連結部のがた						1. リーフ・スプリングの損傷 ※						
7. ホイール・アライメント						2. リーフ・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷						
8. パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷						(1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンド						
9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量 ※						(2) スプリング・ブラケットの取付部						
10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み						(3) リーフスプリング・ピンなど連結部						
II. 制動装置						(4) トルク・ロッド (ラジマス・ロッド) の連結部						
1. ブレーキ・ペダルの遊び、踏込んだときの床板との隙間 ※						3. コイル・スプリングの損傷						
2. ブレーキの効き具合 ※						4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷						
3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ ※						(1) サスペンションの各取付ボルト・ナット						
4. パーキング・ブレーキの効き具合 ※						(2) サスペンションの各連結部のがた						
5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態						(3) サスペンション各部の損傷、ボールジョイントのダスト・ブーツの亀裂、損傷						
6. リザーバ・タンクの液量 ※						5. エア・サスペンションのエア漏れ						
7. ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷						6. エア・サスペンションのベローズの損傷						
8. ブレーキ・ホイール・シリンダ機能、摩耗、損傷						7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷						
9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷						8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能						
10. ブレーキ・チャンバ・ロッドのストローク						9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷 ※						
前輪	左	前 mm	右	前 mm	後輪	左	前 mm	右	前 mm			
11. ブレーキ・チャンバの機能						5. V. 動力伝達装置						
12. ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ、リレー・バルブの機能						1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れたときの床板との隙間						
13. ブレーキ・倍力装置のエア・クリーナの詰まり						(1) クラッチ・ペダルの遊び						
14. ブレーキ倍力装置の機能						(2) リーズ・フォーク先端の遊び						
15. ブレーキ・カムの摩耗						(3) クラッチ・ペダルの床板との隙間						
16. ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間						(4) プッシュロッド寸法等						
17. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗						2. クラッチの作用						
18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷						3. クラッチ液の量						
19. バック・プレートの状態						4. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ						
20. ブレーキ・ディスクとパッドとの隙間						5. トランスミッション、トランスファのオイル量						
21. ブレーキ・パッドの摩耗 *ライニング又はパッドの残厚						6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み						
前輪	左	前 mm	右	前 mm	後輪	左	前 mm	右	前 mm			
22. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷						7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷						
23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付の緩み						8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた						
24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間						(1) スプライン部の摩耗によるがた						
25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗						(2) 自在継手部の摩耗によるがた						
26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷						9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンター・ベアリングのがた						
27. 油圧式二重安全ブレーキ機構の機能						10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量						
III. 走行装置						VI. 電気装置						
1. タイヤの状態 ※						1. スパーク・プラグの状態						
(1) タイヤの空気圧 (スベア・タイヤ含む)						2. 点火時期						
(2) タイヤの亀裂、損傷						3. ディストリビュータのキャップの状態						
(3) タイヤの溝の深さ、異状摩耗						4. バッテリーのターミナル部の緩みと腐食 ※						
*タイヤの溝の深さ						5. 電気配線の接続部の緩みと損傷 ※						
前輪	左	前 mm	右	前 mm	後輪	左	前 mm	右	前 mm			
						VII. 原動機						
						1. 低速と加速の状態						
						2. 排気の状態						
						CO	HC	黒煙				
						3. エア・クリーナ・エレメントの状態						
						4. エア・クリーナの油の汚れと量						
						5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態						
						6. エンジン・オイルの漏れ						

注 点検項目は、J. T. O. 36-1-6 に定める手順に従い実施しなければならない。

7. 燃料漏れ	※		3. デフロスタの作用		
8. ファン・ベルトの緩みと損傷	※		4. 施錠装置の作用		
9. 冷却水漏れ	※		5. エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷		
VII. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置			6. マフラの機能		
1. メターリング・バルブの状態			7. 火花防止装置の状態		
2. ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷			8. エア・タンクの凝水		
3. 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷			9. エア・コンプレッサの機能		
4. チャコール・キャニスタの詰まりと損傷			10. プレッシャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能		
5. 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷			11. 非常口の扉の機能		
6. 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩みと損傷			12. 車枠、車体の緩みと損傷	※	
7. 二次空気供給装置の機能			13. 連結装置のカブラの機能と損傷		
8. 排気ガス再循環装置の機能			14. 連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷		
9. 減速時排気ガス減少装置の機能			15. シート・ベルトの状態		
10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態			16. 開扉発車防止装置の機能		
IX. 附属装置等			17. シヤシ各部の給油脂状態	※	
1. ホーンの作用	※		18. 車載式故障診断装置の診断の結果		
2. ワイパー及びウィンド・ウォッシャの作用	※				
※印の項目のみであれば整備員欄及び整備隊等の長欄にそれぞれ整備実施者、その所属部隊等の長の署名又は記名で可、検査員欄及び整備幹部欄は省略可。					
付記又は特記事項					
次回定期検査予定年月		次回定期検査合格見込み		× 不合格	
次回定期検査不合格見込みの理由					
整備員		検査員		整備幹部	支援整備担当部隊等の長

車両等作業用紙 (施設、荷役及びその他の車両等)				整備作業チェック記号					
車種		検査の種類	I ■ M ■ + □ 管理換：※印	✓ 良好	T 締付				
自動車番号		管理部隊		× 調整	C 清掃				
開始日付		完了日付		×× 交換	L 給油	該当なし			
				××× 修理	/	該当なし			
点検項目				点検項目					
記 備考				記 備考					
I. かじ取り装置				2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み					
1. ハンドルの操作具合				3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷					
2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ ※				4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷					
3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み				5. フロント・ホイール・ベアリングのがた					
4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷				6. リア・ホイール・ベアリングのがた					
5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂・損傷				IV. 緩衝装置					
6. ステアリング・ナックル連結部のがた				1. リーフ・スプリングの損傷 ※					
7. ホイール・アライメント				2. リーフ・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷					
8. パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷				(1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンド					
9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量 ※				(2) スプリング・ブラケットの取付部					
10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み				(3) リーフスプリング・ピンなど連結部					
II. 制動装置				(4) トルク・ロッド (ラジラス・ロッド) の連結部					
1. ブレーキ・ペダルの遊び、踏込んだときの床板との隙間 ※				3. コイル・スプリングの損傷					
2. ブレーキの効き具合 ※				4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷					
3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ ※				(1) サスペンションの各取付ボルト・ナット					
4. パーキング・ブレーキの効き具合 ※				(2) サスペンションの各連結部のがた					
5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態				(3) サスペンション各部の損傷、ボールジョイントのダスト・ブーツの亀裂、損傷					
6. リザーバ・タンクの液量 ※				5. エア・サスペンションのエア漏れ					
7. ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷				6. エア・サスペンションのベローズの損傷					
8. ブレーキ・ホイール・シリンダ機能、摩耗、損傷				7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷					
9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷				8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能					
10. ブレーキ・チャンバ・ロッドのストローク				9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷 ※					
前輪	左	前 mm 後 mm	右	前 mm 後 mm	後輪	左	前 mm 後 mm	右	前 mm 後 mm
11. ブレーキ・チャンバの機能				V. 動力伝達装置					
12. ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ、リレー・バルブの機能				1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れたときの床板との隙間					
13. ブレーキ・倍力装置のエア・クリーナの詰まり				(1) クラッチ・ペダルの遊び					
14. ブレーキ倍力装置の機能				(2) リリーズ・フォーク先端の遊び					
15. ブレーキ・カムの摩耗				(3) クラッチ・ペダルの床板との隙間					
16. ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間				(4) ブッシュロッド寸法等					
17. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗				2. クラッチの作用					
18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷				3. クラッチ液の量					
19. バック・プレートの状態				4. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ					
20. ブレーキ・ディスクとパッドとの隙間				5. トランスミッション、トランスファのオイル量					
21. ブレーキ・パッドの摩耗 *ライニング又はパッドの残厚				6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み					
				7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷					
				8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた					
				(1) スプライン部の摩耗によるがた					
				(2) 自在継手部の摩耗によるがた					
				9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンター・ベアリングのがた					
				10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量					
22. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷				VI. 電気装置					
23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付の緩み				1. スパーク・プラグの状態					
24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間				2. 点火時期					
25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗				3. ディストリビュータのキャップの状態					
26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷				4. バッテリのターミナル部の緩みと腐食 ※					
27. 油圧式二重安全ブレーキ機構の機能				5. 電気配線の接続部の緩みと損傷 ※					
III. 走行装置				VII. 原動機					
1. タイヤの状態 ※				1. 低速と加速の状態					
(1) タイヤの空気圧 (スベア・タイヤ含む)				2. 排気の状態					
(2) タイヤの亀裂、損傷				CO					
(3) タイヤの溝の深さ、異状摩耗				HC					
*タイヤの溝の深さ				黒煙					
				3. エア・クリーナ・エレメントの状態					
				4. エア・クリーナの油の汚れと量					
				5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態					
				6. エンジン・オイルの漏れ					

注 点検項目は、J. T. O. 36-1-6 に定める手順に従い実施しなければならない。

7. 燃料漏れ	※		18. 車載式故障診断装置の診断の結果		
8. ファン・ベルトの緩みと損傷	※		X. 施設、荷役、その他の車両等		
9. 冷却水漏れ	※		1. キャリッジ	※	
VII. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置			2. 操作レバー・リフト、チルト	※	
1. メターリング・バルブの状態			3. チェーンリフト、ドライブ	※	
2. ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷			4. ケーブル・ウインチ、ホイスト	※	
3. 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷			5. シリンダーリフト、チルト	※	
4. チャコール・キャニスタの詰まりと損傷			6. 油圧ポンプ	※	
5. 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷			7. 一般漏えい油、水、空気	※	
6. 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩みと損傷			8. 旋回機構		
7. 二次空気供給装置の機能			9. マスト本体、ブーム		
8. 排気ガス再循環装置の機能			10. 安全クラッチ、減速機構	※	
9. 減速時排気ガス減少装置の機能			11. ドラム	※	
10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態			12. 昇降機構	※	
IX. 附属装置等			13. コミュテータ、ブラシ	※	
1. ホーンの作用	※		14. コントローラ	※	
2. ワイパー及びビインド・ウォッシャの作用	※		15. パワー・テーク・オフ	※	
3. デフロスタの作用			16. 索導器	※	
4. 旋錠装置の作用			17. クレーン・アタッチメント	※	
5. エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷			18. キャタピラ	※	
6. マフラの機能			19. 排土板、スクレーパ	※	
7. 火花防止装置の状態			20. フィフス・ホイール	※	
8. エア・タンクの凝水			21. 補助脚	※	
9. エア・コンプレッサの機能			22. キング・ピンー摩耗、破損、カップラ結合箇所	※	
10. ブレッシュャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能			XI. かく座機収容器材		
11. 非常口の扉の機能			1. 操向装置	※	
12. 車枠、車体の緩みと損傷	※		2. 操向アライメント		
13. 連結装置のカブラの機能と損傷			3. クレーン・エンジン	※	
14. 連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷			4. クレーン電気系統	※	
15. シート・ベルトの状態			5. 補助脚	※	
16. 開扉発車防止装置の機能			6. 通話装置	※	
17. シヤシ各部の給油脂状態	※				
※印の項目のみであれば整備員欄及び整備隊等の長欄にそれぞれ整備実施者、その所属部隊等の長の署名又は記名で可、検査員欄及び整備幹部欄は省略可。					
付記又は特記事項					
次回定期検査予定年月		次回定期検査合格見込み		× 不合格	
次回定期検査不合格見込み理由					
整備員		検査員		整備幹部	支援整備担当部隊等の長

24ヶ月定期点検整備記録簿

自動車登録番号または車両番号	車台番号	原動機の型式
初年度登録年または初年度検査年	点検または整備した者の氏名または名称及び住所	
登録または指定番号	点検時の総走行距離	整備を完了した年月日
	km	年 月 日

点検良好	交換	調整	A	清掃	C	省略	P
分解	修理	締付	T	給油	L	該当なし	／

点検の結果及び整備の概要

■エンジンルーム点検

- パワーステアリングベルトの緩み、損傷
- パワーステアリングオイルの漏れ、量
- パワーステアリングベルトの取付の緩み
- スパークプラグの状態
- 点火時期
- ティストトリビュータのキャップの状態
- バッテリーのターミナル部の緩み、損傷
- 電気配線の接続部の緩み、損傷
- 排ガスの状態
- エアクリーナ・エレメントの汚れ、詰まり
- 燃料漏れ
- 燃料装置のリンク機構の状態
- スロットルバルブの作動
- ファンベルトの緩み、損傷
- メタールリングバルブの状態
- 冷却水の漏れ
- ブローバイガス還元装置の配管の損傷
- 燃料蒸発ガス排出抑制装置の配管等の損傷
- 燃料蒸発ガス排出抑制装置のチェックバルブの機能
- チャコールキャニスタの詰まり、損傷
- 二次空気供給装置の機能
- 排ガス再循環装置の機能
- 減速時排ガス減少装置の機能
- 一酸化炭素等発散防止装置の配管損傷、取付状態

■室内点検

- ハンドルの操作具合
- ブレーキペダルの遊び、踏み込んだ時の床板との隙間
- ブレーキのきき具合
- パーキングブレーキ・レバーペダルの引きしろ(踏みしろ)
- パーキングブレーキのきき具合
- クラッチペダルの遊び、踏み込んだ時の床板との隙間

■足回り点検

- ホイールライメント
- ブレーキのマスタシリンダ、ホイールシリンダ
- ティスクキャリパの機能、摩耗、損傷
- ブレーキのマスタシリンダ、ホイールシリンダ
- ティスクキャリパの液漏れ
- ブレーキドラムとライニングとのすき間
- ブレーキシューの摺動部分、ライニングの摩耗
- ブレーキドラムの摩耗、損傷
- ブレーキディスクとパッドの摩耗とのすき間
- ブレーキパッドの摩耗
- ブレーキディスクの摩耗、損傷
- タイヤの溝の深さ、異常な摩耗
- ホイールのボルト・ナットの緩み
- フロントホイールベアリングのがた
- リアホイールベアリングのがた
- サスペンションの取付部・連結部の緩み、がた、損傷
- ショックアブソーバの損傷、オイル漏れ

■下回り点検

- ステアリングギアボックスの取付の緩み
- ロッド・アーム類のボールジョイントのダストブーツの亀裂、損傷
- ステアリングロッド・アーム類の緩み、がた、損傷
- ブレーキのロッド・ケアーブル類の緩み、がた、損傷
- ブレーキホース・パイプの漏れ、損傷、取付状態
- トランスミッション・トランスファアのオイル漏れ、量
- プロペラシャフト・ドライブシャフトの連結部の緩み
- ドライブシャフトのユニバーサルジョイント部のダストブーツの亀裂、損傷
- デフレンシヤルのオイル漏れ、量
- エンジンオイルの漏れ
- 熱害防止装置の運転板の取付の緩み、損傷
- エキゾーストパイプ・マフラーの取付けの緩み、損傷
- マフラーの機能

■外回り点検

- フレーム・ボデーの緩み、損傷

■その他必要となった点検整備の内容及び主な交換部品